

## 令和7年度 権利擁護いたばしサポートセンター関係機関連絡会

開催日：令和8年2月17日(火)  
 開催時間：13時30分～16時00分  
 会場：板橋区立グリーンホール 2階ホール

テーマ：『成年後見制度は今後どのように変わっていくのか』  
 講師：土肥尚子氏(弁護士)

時 間	内 容
13:15～13:30	受付
13:30	関係機関連絡会 開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 司会(板橋区社会福祉協議会 権利擁護いたばしサポートセンター 特別補佐 織田倉 滋)</li> <li>■ 挨拶(板橋区社会福祉協議会 事務局長 久保田義幸)</li> <li>■ スケジュールの確認</li> </ul>
13:35	講演会(60分) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 『成年後見制度は今後どのように変わっていくのか』 土肥尚子氏(弁護士)</li> </ul>
14:35～14:45	休憩(10分)
14:45	グループワーク(30分) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 講演会を聞いての感想</li> <li>■ テーマに関係する内容について、日常業務でのエピソードや困ったこと等の共有等</li> </ul>
15:15	発表(20分) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リーガルサポート東京支部 司法書士 浅沼氏(①、②グループ)、成澤氏(③、④グループ) 藤山氏(⑤、⑥グループ)、太田氏(⑦、⑧グループ)</li> </ul>
15:35	総評(5分)
15:40	質疑応答(15分)
15:55	アンケート記入 <u>※今後の関係機関連絡会開催にあたって参考にさせていただきますのでご協力お願いいたします。</u>
16:00	終了

# 成年後見制度は 今後どのように変わっていくのか？

2026年2月17日

1

弁護士 土肥尚子

2

## 成年後見制度って何？

- ・ 認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力に困難を抱える人を支援する制度
- ・ 2000年（平成12年）4月～  
介護保険と同時に開始

後見人等が、選任され、本人を支援する。



## 目指すのは・・・ 地域共生社会の実現



厚生労働省HPより

現行の成年後見制度には  
任意後見制度と法定後見制度があります。

### 任意後見制度

- ▶ **将来**に備え、自分の後見人を決めておく。
- ▶ 任意後見契約公正証書作成が必須。
- ▶ 後見人に何をしてもらうか、報酬の有無、額なども契約により自由に決められる。

### 法定後見制度

- ▶ **現在**、判断能力に困難・課題を抱えている人が利用。
- ▶ 判断能力に困難を抱える程度により、後見・保佐・補助の3類型。
- ▶ 家庭裁判所に申立て、後見人等が選任される。

## 5 任意後見制度とは？

将来の支援者（Aさん）を決める。



## 6 まず、任意後見契約を締結

- 信頼できる人（Aさん）を決める
- 将来、判断能力に困難が生じたら、代わって行ってほしいことを決める。
- 例えば、預貯金の払戻、公共料金などの費用の支払い、自宅の改修工事、施設入所契約 etc
- 報酬をどうするか？Aさんと話し合ってから決める

転ばぬ先の杖 = すぐに効力は生じない



7

図にすると

公証役場で任意後見契約を締結

信頼できる人（Aさん）を見つける

Aさんと話し合う

公証役場で契約

任意後見契約公正証書作成

8

その後・・・判断能力低下などで  
困りごとが発生してきたら

家庭裁判所

家庭裁判所に任意後見監督人選任申立  
監督人が選任されたら

➡ Aさんが任意後見人として仕事を始める

任意後見監督人は、第三者（弁護士、司法書士等）  
が選任される。指定はできない。

図にすると

## 任意後見契約発効

困りごと発生

家庭裁判所が  
任意後見監督人選任

Aさん（任意後見  
人）が仕事始める

次に法定後見制度とは

## 現行の 法定後見制度

- 法定後見制度は【後見】【保佐】【補助】の3類型。
- 判断能力の困難性を、診断書等で判定して、類型分け。

補助

・判断能力が不十分な人

保佐

・判断能力が著しく不十分な人

後見

・判断能力を欠いている人

11

## 後見人・保佐人・補助人は何をする？ 本人の法定代理人として伴走して支援

例えば・・・

預貯金取引

• 銀行取引（預金払戻・振込送金）

年金

• 毎年の報告などの事務手続き

介護保険サービス

• 要介護認定やサービス利用の検討

障害福祉サービス

• サービス利用の検討、障害支援区分認定申請

12

## 成年後見制度は、改正議論が進んでいる

■ 法務大臣の諮問（R6.2）

→ 法制審議会 民法（成年後見等関係）で議論。

中間試案（R7.6.10）、パブリックコメントを経て

2026年（R8）1月27日 要綱案確定

→ 法務大臣に答申→法案となる。

早期の法案成立を目指す

最終的には国会で改正法が成立し、決定。

\* 今後、変更の可能性もある。

\* 遺言についても同時に改正される予定。



## 改正されることになった二つの理由

- 障害者権利条約の理念  
日本に対する勧告
- 現行制度の課題、問題点



**課題**

## 障害者権利条約

- 2006年（H18年）に国連で採択、2014年（H26）に日本は批准→日本国内でも効力あり
- 憲法→条約→法律 と考えられている。
- 障がい者は、保護の客体ではなく、**権利の主体**である。
- 誰でも意思決定できる。意思決定できないのは支援が足りないから。  
→支援者の覚悟、力量が問われる。

## 「障害」の捉え方のパラダイムシフト 医学モデルから社会モデルへ

- ▶ 障害は、障害者本人の固有の障害（インペアメント）と社会の在り方（他者の態度や環境がもたらす社会的障壁）との**相互作用**によって生じる。社会的障壁との関係で重くもなれば軽くもなる。
- ▶ 障害を当事者個人の心身の問題とする「医学モデル」ではなく、社会との関係「**社会モデル**」で捉える。



## 障害者権利委員会からの勧告

2022（R4）10.7 日本に対する勧告

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）  
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

## 現行の成年後見制度は 本人の意思決定を代行する制度

- ▶ 後見人等は、法定代理人 = 意思決定するのは  
後見人等
- ▶ 本人の意思決定を支援する制度を中心とすべきとの勧告
- ▶ 運用の中でも、変えようとはしている  
例えば、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」2020年（令和2年）10月30日発表

## 2000年以降の実務の積み重ねと課題



- ▶ 終わらない後見  
→ 終わることができる補助へ
- ▶ 広すぎる後見  
→ 必要な権限を付与する補助へ
- ▶ 制約される制度  
→ 本人の意思・意向・希望をさらに重視
- ▶ 代わらない後見人  
→ 本人の利益のために交代しやすく

## 改正の方向

→現行3類型から、補助に一元化

- 後見、保佐は廃止
- 包括的代理権付与はしない
- 対象は判断能力が不十分である人（ここは変わらない）
- 代理権、同意権取消権につき、本人の状況から、**必要性のある権限**を、補助人に個別に付与。
- 必要性が消滅すれば、取消して終了。  
→ **終わることができる補助制度へ**



## 本人の意向、希望をより尊重

本人の意思・意向を制約しない

- 「事務遂行上、事務に関する情報の提供をして本人のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにしなければならない」  
「把握した本人の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」こうした具体的文言を条文に規定。
- 申立権者に「公正証書によって本人が指定した者」を加える。



## 補助の中でも

「特定補助」＝判断能力を欠く常況の人  
民法13条所定の**取消権を全て付与**

- ▶ 原則として鑑定を実施。医師2名が明らかに鑑定の必要がないと認めるときは鑑定不要。
- ▶ 同意権・取消権が、民法13条1項各号（次のページ）の行為すべてを包括的に付与
- ▶ 特定補助人が選任される。
- ▶ 13条所定の行為のうち、いずれかの行為をする可能性があるが、**どの行為をするかの予測が困難な場合、特定補助人の裁量判断において幅広く取り消すことができるものとする必要性があるとき**

限定した利用が想定されている

## 民法13条1項各号

### 現在の想定

- ▶ 預金又は貯金の預入又は払戻の請求
- ▶ 元本を領収し、又は利用
- ▶ 借財又は保証
- ▶ 居住建物の大修繕に関する工事の請負契約その他重症な役務の提供に関する契約の締結
- ▶ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること 相当の対価を伴う有償契約は総じて含まれる
- ▶ 訴訟行為
- ▶ 贈与、和解又は仲裁合意
- ▶ 相続の承認、放棄、遺産分割
- ▶ 贈与の拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みを承諾又は負担付遺贈を承認
- ▶ 民法602条に定める期間を超える賃貸借をすること
- ▶ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること

同意行為目録（資料1）参照

## 代理権付与について

- 本人の同意があるか、本人が同意できないが、必要性がある場合に、事案に応じて、**必要な代理権**を付与。

\* 代理行為目録（資料2）参照

- 本人同意がない場合とは、本人に同意能力がない場合。その場合、必要性を判断し、必要性があれば、付与される。

## 補助人の交代を進めやすく

- 専門的課題が終了したり、本人と後見人の関係が良くないなどの場合。
- 「補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があること」も解任事由  
但し、欠格事由にはしない。
- 現状の解任事由「不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由」（民法846条）、解任された後見人は、後見人の欠格事由となり、全ての事件で後見人等の資格を失う（民法847条1②）そのため、家庭裁判所は、横領などの事案でなければ解任まではしない。

## 必要性が無くなると、終了することができる。

- 開始時に検討していた必要性が無くなった場合は取消せる。
- 例えば、
  - ・ 消費者被害についての取消権
    - 施設入所したため、被害に遭う可能性が無くなった。
- 特定補助の必要性が消滅する場面とは？
 

民法 13 条第 1 項各号の行為をする可能性がなくなった  
又はどの行為をするかの予測ができ、特定の行為についての取消権で足りるようになった。
- 他の必要性が生じた場合、あらためてその必要性に応じた申立てを行う。例えば、相続の問題が発生したので、相続手続きの代理権付与申立てを行う。

## 制度利用に向けた支援はどうなる？



### 本人の具体的困りごとを把握

- 本人は、精神上的の理由により判断能力が不十分か？
- どういう権限を持って支援することが必要か？
- 代理行為目録（資料 2）、同意行為目録（資料 1）参照  
これらの目録も新しくなる、今後とも変化していく。
- 必要性がある権限を示して補助申立て
 

本人申立てでなければ、本人の同意あるいは同意できない（同意能力がない）場合であることを診断書等で示す。  
診断書も新しく作られる。
- 申立について公正証書で指定された人もできる。

具体例で考えよう

27

## ディサービスを利用しているAさん

生活

• ディサービスに行く日を間違えてしまう。得意だった編み物もなかなかできなくなってきた。

心配事

• 生活費を下ろしてきても、すぐになくしてしまい何度も銀行に行く。通帳や印鑑もなくしてしまう。

補助申立

• 銀行取引の代理権付与を申立て、補助人が選任。



制度利用の終了は？ あくまでケースバイケース

28

- ➡ ディサービスに定期的に通い、姪やケアマネなどの支援を受けて、生活が落ち着いてきた。
- ➡ 銀行取引については、補助人から地域福祉権利擁護事業に引き継ぐことができた。

➡ 補助を取消して利用を終了

銀行等金融機関の対応、デジタル決済の進展も望まれる



具体例で考えよう

29

ディサービスを利用しているAさん

生活

• ディサービスに行く日を間違えてしまう。得意だった編み物もなかなかできなくなってきた。

心配事

• 生活費を下ろしてきても、すぐになくしてしまい何度も銀行に行く。通帳や印鑑もなくしてしまう。

補助申立

• 銀行取引の代理権付与を申立て、補助人が選任。



その後、施設入所の検討も必要になってきた。

30

- ➡ 姪は、自身の母（本人の姉）の介護も始まり、支援が難しくなった。
- ➡ 本人は、自宅内で転倒する、料理の際に、鍋を焦がしてしまうこともあった。

➡ 再度、施設入所の代理権付与を申立て、新たに補助人選任。



## 死後事務はどうなる？

- ▶ 補助人は、必要があれば家庭裁判所の許可を得て、火葬契約の締結をすることができる。
- ▶ 死亡時において権限内であれば 現行（民873の2）と同様の行為（火葬契約、必要な預金の払戻等）を家裁の許可を得てできる。
- ▶ 権限内とは、預金取引の権原は必要と思われる。



## 任意後見制度の改正

## 任意後見制度の改正内容 その1

- 任意後見契約を公正証書で作成することが必要との規律はそのまま。
- 予備的受任者の定め（Aさんが病気になった場合などに備えてBさんにも頼っておきたい場合）  
AさんともBさんとも任意後見契約を締結  
Bさんとの任意後見契約の中に「Aが死亡その他の事由によって欠けるに至るまでは」任意後見は開始しないとの合意を定めておく。

## 任意後見制度の改正内容 その2

- **法定後見との併存**が認められる。  
併存となった場合、権限が重複する場合もあり得るが、その場合の調整は、任意後見監督人あるいは家庭裁判所の監督に任せる。
- 任意後見開始の審判の申立権者に、公正証書によって本人が指定した者が加えられる

## 任意後見制度の改正内容 その3

- 任意後見監督人が必須ではない。

「家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは」「任意後見監督人を選任しないことができる」

この場合は、家裁が直接監督する。

- 任意後見監督人の選任につき、「本人の意見」を考慮する事情の冒頭に記載。

\* 本人の意向を、より尊重



家庭裁判所

障害者権利条約の理念に沿って、  
本人中心、本人の意向をより尊重する方向へ

地域共生社会を目指す



ご清聴ありがとうございました。

R7年度 関係機関連絡会 名簿より

関係機関60機関

専門職団体

金融機関

当事者団体

医療機関

高齢者施設

地域包括支援センター

板橋区保健福祉関係機関

民生児童委員協議会

介護事業所

障がい福祉サービス事業所・施設等

社会福祉協議会

地域共生推進係

地域つながり隊推進係

権利擁護いたばしサポートセンター

社会貢献型後見人

お問合せ：社会福祉法人板橋区社会福祉協議会

権利擁護いたばしサポートセンター

☎03-5943-7070